

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和7年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	観光スポーツ部スポーツ振興課
指定管理者	長野市

1 施設名等

施設名	長野県長野運動公園(野球場)	住所 電話 ホームページ	長野県長野市大字東和田587 026-244-7555 https://www.aqua-wing.jp/facility/index_baseball.html
-----	----------------	--------------------	---

2 施設の概要

設置年月	昭和41年4月	根拠条例等	長野県都市公園条例
設置目的	住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にスポーツ及びレクリエーションの場を提供する。		
施設内容	グラウンド 両翼98m 中堅122m 内野スタンド 2,675.87㎡		
利用料金	入場料を徴収しないで利用する場合:5,900円～11,900円 入場料を徴収して利用する場合:40,700円～324,000円		
開所日	毎週月曜日休場(12月～3月の冬季期間は閉鎖)		
開所時間	8:30～21:00		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成17年度	管理委託	長野市
平成18年度～令和7年度	指定管理	長野市

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	長野市	指定期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)
選定方法	非公募(随意指定)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和7年度(A)	令和6年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
0千円	0千円	0千円	
	増減理由		

6 指定管理者が行う業務

・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・施設の運営に関する業務 ・その他本野球場の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
--

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】

(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度(A)	3,813	3,088	2,170	6,702	5,825	2,610	1,210	2,870	230	330	450	430	29,728
令和6年度(B)	4,270	3,209	2,080	3,456	5,825	5,606	2,070	2,435	0	0	0	320	29,271
(A)/(B)	89.3	96.2	104.3	193.9	100.0	46.6	58.5	117.9	-	-	-	134.4	101.6
増減要因等	12～2月の利用があったため利用者数計が増加。												

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度(A)	67	331	222	141	163	475	32	162	20	0	0	295	1,908
令和6年度(B)	73	276	239	347	73	224	454	146	0	0	0	110	1,942
(A)/(B)	91.8	119.9	92.9	40.6	223.3	212.1	7.0	111.0	-	-	-	268.2	98.2
増減要因等	利用件数が減少(80件⇒63件)したことに伴い、利用料金収入額も減少。												

(様式2)

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和7年度(A):258日	令和7年度(A): 8:30～21:00	無	
令和6年度(B):230日	令和6年度(B): 8:30～21:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

利用者からの要望に対して、迅速な対応を心がけ利用者サービスの向上に努めた。

(6) その他実施した取組内容

ホームランゾーン識別マットの改修、防鳥ネット設置工事、スプリンクラー修繕工事等の実施。 その他、スタッフによる野球場内外の清掃強化、欠損箇所の簡易修繕等の実施。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

スコアボードが一部電光化されていない。また、グラウンド内フェンスの塗装剥離の改善、降雨時の浸水など、施設全体が老朽化しているため改修等の声が寄せられている。要望に対して優先順位をつけて修繕を行っているが、大規模改修となる箇所については指定管理者での対応は困難。
--

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指 定 管 理 者	所 管 課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書、仕様書及び事業計画書に基づき、施設の設置目的に沿った管理運営ができた。	協定書、仕様書に基づき、施設の目的に沿った管理運営が実施されたと認める。	B
平等な利用の確保	大規模な大会を利用調整会議で決定。その後、大会開催等の事前受付と、2期(4～7月、8～11月)に分けて、先着順で利用受付を行うなど、平等な利用を確保できた。	平等な利用が確保できたと認められる。	B
利用者サービス向上の取組	アンケート調査は実施していないが、利用者からの要望に迅速に対応した。	利用者からの直接の要望に対する迅速な対応により、サービス向上に取り組んでいる。	B
自主事業	特になし		
職員・管理体制	常勤職員 2名 臨時職員 3名 計5名 ・仕様書及び事業計画書に基づく職員配置を行った ・職員を対象に消防訓練を10月、2月に実施	円滑な管理運営が行われていると認められる。	B
収支状況	収入が利用料金1,908千円に対し、支出は26,277千円であり、24,369千円の赤字であった。	協定書に基づいた管理運営が行われていると認められる。	B
総合評価	概ね仕様書どおりの業務を遂行し、適正な管理運営ができたものとする。	概ね仕様書に沿った適正で効率的な管理運営が行われていると認められる。	B

＜評価区分＞ A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項 目	指 定 管 理 者	所 管 課
施設の管理運営の課題	施設の老朽化による不具合が頻発しており、指定管理者のみでの突発的な修繕の対応には限界がある。施設管理者(所管課)と密に情報共有を図り、両者にて最低限大会を開催できる程度の修繕を計画的に行う必要がある。	施設修繕については、優先順位を勘案し計画的な実施に努める。